

決を與へて、然る後に内治の問題に及ばんことを、島津侯は之を反駁し、大に其の緩急を論じ、幕府が先づ自から其の處置の曲直を明らかにし、大義名分を天下に知らしめて、而して後ち兵庫開港を決するにあらずんば、天下の人心は再び沸騰すべしと、將軍曰く、毛利父子の處分に就ては、須らく彼等父子より歎願書を提出せしめ、之に依て詮議するを順序とす、嶋津公色を起して曰く、毛利は正義を主張して、幕府と戦ひ、幕府亦權義を以て長州を征す、互に兵馬の間に正義を決せんとし、遂に長州は捷を得たるにあらずや、勝者が敗者に向て膝を屈し、歎願書を提出するなど、斯る曲枉の道理、天下何處にかある、若し夫れ朝廷に對して陳情の如きは、既に敷通を出して盡せるものあり、今に及んで歎願書の必要なし、其の復職を即時奏請されたと蓋し、島津侯の意は、幕府をして毛利父子復職を奏請せしめば、以て幕府が無名の師を起して、長州を征討し、天下を騒がしたるの罪を自から表白するものなるが、故に之に依て朝廷に幕府の罪を鳴らし、責を引かして、政權を天皇に奉還せしめんと、の意なるが如し、固より政權奉還の事は、薩長志士の會見に於て、既に意見の一致せし處、然れども、土州、越前、宇和島侯は、更らに之を知らず、島津侯の餘りに態度の強

硬なりしに驚きしもの、如し、將軍と島津侯の議論互に固執して譲らず、他の三侯は遂に二問題を提して、兩者の融和を圖れり、島津侯は大久保一藏、小松帶刀、西郷吉之助等をして、公卿の間を遊説せしめ、兵庫問題より長州問題を先決せんことを論せしむ、而して遂に小松帶刀をして、左の建議案を起草せしめ、他の三侯の同意を求め、閣老に提出す、

天下の大政は公明正大の至理を盡し、時勢適當内外緩急の辨を明にし、御施行無之候はでは、難被相行儀勿論に候、全体不可救之今日に至りし根由を推考仕候へば、乍憚幕府年來の御失体より、釀成候内、殊に防長再討の御一舉より、物議沸騰、天下離叛之姿に相及候次第に、御座候依之、明白至當之筋を以て、防長御處置可爲急務段、談合の上、屢ば建言仕候儀にて、篤と退考仕候處、自から兵庫開港と防長事件は、大に緩急先後の順序有之、大區別を以て、曲直當否の分、被爲立、御反正の御實跡顯はるゝと、不被顯とに相拘はる事に付、虚心を以て、御反察被爲在候様奉願候、二件朝廷へ可被合奏旨拜承候へども、皇國御安危にも關係仕候に付、是非至公至大の道を以て、私權を被爲拔治久の大策被爲立候様有御座度、重大之事柄難默止再

考候趣言上仕候恐惶敬白

五月廿三日

一七四

伊達 伊豫守

松平 容堂

島津 大隅守

松平 大藏大輔

松平春嶽公大輔此書面を持し、板倉閣老に示し、長州問題の先決を求む、此日即ち五月廿三日將軍は、板倉伊賀守稻葉美濃守兩閣老を従へ、參内す、常陸宮尹宮を始め、二條攝政近衛應司九條諸卿皆列席す、朝議紛々として決せず、將軍論辨大に力め、長州處分を後廻しと爲さんとす、夜を徹して、廿四日の夕に至り、遂に朝廷よりは、防長に對する寛大の處置計ふべしと命令を發するに至る、此命令書に對しては、薩藩大に異議を唱へ、小松大久保等は、越前土佐宇和島諸侯に交渉し、四藩より申立てしは、單に寛大の處置といふに止まらず、毛利父子に官位復舊の實を擧げらるゝ事を上申せしなり、朝命云ふ處と意味相違せりと、抗議を爲す、然るに將軍は、他まで長州處分を後にせんと欲するの意あり、蓋し將軍の意は、長州の復職には官位を下げんと

の思ひありしものゝ如し、左ればにや、藝藩をして、長州家老の上阪を促さしむ、然れども長州に在ては、其の如何なる程度の寛典あるか知るべからざるを以て、上阪せず、遂に薩長連合幕府を征討せんと企つるに至れり、是れぞ實に三百年來威權赫赫として、横暴を極めたる徳川幕府が、自暴自滅の機會を造りたるものと知られたり、是より先き四月高杉晋作は、馬關に於て病歿せり、

六十二 至誠遂に貫徹

薩長提携愈々堅し 王政復古の主義と討幕密議 山縣狂介上京島津侯に見ゆ 四郷吉之助等長州に来る 薩藝三藩同盟 大原卿の諫奏 聖上崩御 討幕主意奮 毛利公官位復舊 討幕の密勅下る

薩長の聯合約堅く、心氣相許せり、然るに在藩の諸隊に在ては、猶未だ意志の疏通せざるものありて、薩藩の心意を疑ふものゝ如し、是を以て奇兵隊の總監山縣狂介は、親しく上京して京師の事情を察し、以て隊士を慰諭せんと、慶應三年五月二日、島尾小彌太を従へ、薩の伊集院金次郎中村半次郎桐野と共に、馬關を發して京師に入り、薩邸内に潜伏し、薩土越宇四藩公の長州復舊に斡旋する状況を見、且つ西郷大久保

一七五

等と往復して時事を談ず、薩州侯の召しに應じて、山縣は品川彌次郎と共に侯に謁す、侯曰く、今回土越宇の三藩と議し、建言する處ありしも採用せられず、幕府は到底反省の見込なし、此上は最後の手段に訴へて、幕府の罪を鳴らさざるべからず、其れに就て近日西郷小松を貴藩に遣はすべきを以て、萬般の協定を望むと、六連拳銃を狂介に賜ふ、狂介等退て西郷大久保小松等と會し、事既に斯の如くなるに於ては、尋常の手段を以てして幕府の反省を求むる事難し、宜しく勅命を請ふて、討罰の師を起さざるべからずと、後山口に歸り、狂介は諸隊に告ぐるに、薩長の關係の精神的結合に在るを以てしたり、

十月二十一日西郷吉之助小松帶刀は、廣澤兵助品川彌次郎福田狹平等と共に、三田尻に着す、之より先き大久保一藏大山格之助等既に山口に來れり、二十二日山口に入り、敬親公父子は小松西郷を引て謁を賜ひ、薩藩の盡力を謝し、其れより左右を退け、桂小五郎廣澤兵助のみを残し、小松西郷等と密談數刻に及べり、是より先き京師に於て志士奔走の結果、藝州侯は薩長二藩と連結すべきを誓ひたりしも、土州は少しく意見を異にしたるを以て、討幕軍に加はるを欲せざりし、依て長薩藝三藩聯合

に付き、薩は左の如く出軍を約定せり、大山は出兵準備として薩に歸る、

一 國元より今般繰出候軍兵一應三田尻へ碇泊御引會可申上事

但爲差引大山格之助來廿五六日頃より罷出三田尻へ滞在可申候事

一 於尊藩國元よりの軍兵三田尻へ着船までは御待受相成同時御出張の運に致し弊藩軍艦二隻の内一隻一日先に攝海へ着船注進の事

一 總軍は翌日夜中攝海へ着船の都合に致し其翌晩を期限と可相定事

一 大凡當月中を期し候へば其上の時日は進退時機に應じ候事

但期限内たりとも不得止節は同斷たるべき事

一 穿君出馬の節京攝の模様により時機を見合候事も難圖其節は自然御領内何れたりとも滞陣御願可申出儀も可有之候事

而して藝州へは、薩長の兵至るを待ちて、共に上阪せんことを、長藩より交渉する事と爲せり、然るに藝藩は如何にしてか、俄然變心したりし爲め、薩長聯合の事、幕府の知る所と爲りたれば、大山格之助(大山)等の投乗せる軍艦十月六日三田尻に來るも、阪地の形勢情報を得るまで、出發を見合す事と爲りたり、

さて薩藩の志士は、此際尊王主義の公卿を起たしめて、朝廷に伏奏せしめざるべからずと爲し、中御門中納言大原宰相等を説き、二條關白に曰はしむ、中納言は關白を訪て曰く、今や幕府は威信を内外に失し、國政統一なく、外國は各藩と條約を結び、各藩は幕府の命を奉せざるのみならず、幕府が近來の暴行は、列藩の非難多き處にして、天下紛擾殆ど其歸する處を知らざるもの、如し、此時に當て、朝廷は斷然たる處置に出ずんば、天下の形勢復た挽回すべからざるに至らん、皇國の安危は旦夕に迫れり、願はくは天顏に咫尺して、時難救済の意見を進奏せんことを、又山階宮正親町卿にも、參内列座されんことを乞へり、乃ち八月三十日、二十餘名の公卿一同參内し、親しく國家の急務を奏上せんとす、天皇之を開召され、御學問所に出御ありて、一同を御前に召出さる、中川宮朝彦親王山階宮晃親王關白二條齊敬卿以下國事掛の公卿悉く列座、大原宰相進奏して曰く、方今朝政を窺ひ奉に、恐れながら闕失甚だ多し、臣等默視するに忍びず、謹で四事を條陳す、其一に曰く、廟議列侯を召し、國是を議定され、是れ一日も稽緩に付すべからざるの急務なり、然るに日を経るも未だ召命の下るを聞かず、遷延斯の如きは、列侯疑を生じ、隨て邪說其間に投じ、遂に廟

議を動すに至らん、宜しく速かに召命を列侯に下し、國是を議定せらるべし、其二に曰く、今日の如き國是多難の時に當りては、賢俊に任じ、才能使ふにあらざるは爲んどぞ、克く紛擾を調理し、國体を保持するを得んや、朝廷素より其人に乏しからず、然れども、人格其の特長あり、宜しく壬戌以來言事を以て罪讎を被りたる者を赦免し、其器に應じて任用せらるべし、其三に曰く、防長の解兵宜しく勅旨を以てすべし、防長の士民幕府に積怒する事久し、朝命にあらずんば、士民の疑懼を生せん、其四に曰く、壬戌以來朝廷の失体一にして足らず、是れ其根軸鞏固ならざるに由る、根軸固からざれば、朝議動き易し、故に一旦發令するも、威力を挟み、異議を其間に容るゝ者あれば、忽ち之を變更すること、恰かも掌を反すが如し、願くは陛下古今を通觀し、本末を貫穿し、群議に惑はず、當路の小人を貶黜し、賢能を任用し、公明正大、朝政を一新し、皇威を宏張し、神州の基本を立て、以て尊嚴を天下萬生に表示せられんことを、言割切にして、義あり忠あり、陛下御御明に涉らせらるゝを以て、事理は忽ち胸にたませ給ふ、然れども、座に權勢ある中川親王二條關白の侍するを以て、陽に逆鱗を裝おはせられ、汝等云ふ處皆瑣事なり、何ぞ國家の大事ならんや、外夷昨今兵庫開港を

迫る、是れ誠に國家の急務なり、然るに言此事に及ばざるは大事を辨ざるものなり
 と、二條關白謝して曰く、臣位に首相に在り、而して朝政の失体を來すこと實に大原
 重徳の言の如し、是れ臣の罪なりと、中川親王亦曰く、臣輔翼の任に在り、其の道を誤
 り、公卿等をして斯の如き言を奏せしむるに至る、其罪免るゝ處を知らずと、大原卿
 乃ち中川親王をせめて曰く、殿下宜しく罪に任じて引退し、以て天下に謝せらるべ
 しと、臆する處なく言ひ放てば、陛下は大原卿に向はせられ、朕汝重徳と姑らく時事
 を議せん、來る九月二日汝一人にて參内すべしと宣せらる、諸卿皆拜謝して退く、九
 月二日大原卿獨り參内す、陛下には御小座敷に出御あらせられ、左右を退けて、之を
 引見し、忌憚なく盡言すべき旨を勅せらる、大原卿感泣して、前日進言の事を更らに
 詳奏せり、陛下深く御嘉納あらせられ、既にして諸侯召集の詔命あり、是より先き京
 師の近在岩倉村に蟄居せる、先きの中將岩倉具視、卿は意見書を草して、薩藩の手を
 經て傳奏せしむ、要は諸侯會議に於て、將軍の政權を返上せしめ、王政中興の偉業を
 創し、以て列聖の皇謨に副はせ給へといふに在り、右の大原卿の諫争は、幕府の忌諱
 に觸れ、十月二十七日山階宮は蟄居、正親町大納言大原宰相父子は閉門を命せらる、

時○天○皇○崩○御○の○事○あり○朝○野○騒○擾○たり○朝○廷○の○喪○に○當○て○大○赦○を○行○は○せ○ら○る○公○卿○等○皆○
 盛○禁○を○解○か○る○只○五○卿○の○み○は○之○を○赦○さ○れ○ざ○り○し○

阪本龍馬中岡慎太郎は大宰府に貶居せる三條卿の密命を受けて、岩倉卿に謁し、其
 意見を陳ず、岩倉卿大に意を得て五卿の召還を早からしめんと圖る、時に西郷等薩
 長藝三藩聯合して、討幕大舉の事を中山大納言中御門中納言に告げ、其要目を呈し、
 朝廷に向て討幕の宣旨を請ふ、其三藩議決要目なるものは左の如し、

- 一、三藩軍兵大阪着船の上左右次第朝廷向斷然之御盡力兼々奉願置候事
 - 一、不容易御大事の時節に付爲朝廷國家必死の盡力可致候事
 - 一、三藩決議確定の上は如何之異論被聞食候共御疑惑被下間敷事
- 因て三藩聯合成る慶應三年一月大義に據て事を舉ぐるの旨趣書なるものは左の
 如し

即今皇國の形勢を推考熟慮するに、乍恐舊臘先帝崩御新帝御幼弱に在し、天下
 諒闇の時に方り、萬人悲歎號泣、實に皇國の御厄運、御大事無此上候處、近年外患内
 憂日に月に差迫り、不可謂の御厄急資、祚の命脈存亡に可相係折柄にて、深淵薄氷

の心地、晝夜忘寝、食苦慮致候次第なるに、於幕府は癸丑甲寅以來、違勅調印取結、其餘失態の條々不少、畢竟朝廷へ奉對、君臣の大道を取失ひ、就中幕府閣老連署にて、七八年乃至十ヶ年には、必然攘夷成功を可途と、御約束皇妹の降嫁を請ひ候等、欺網百端、其餘偏執邪曲、放肆縱横の政令、人望殆ど盡き、痛怨離叛の極、終に上巳上元の變故、或は大和筑波の擾亂と相成、殊に御再討以來、人心洶々、米價騰貴、諸色高料、民不堪命じて、京攝間畿内の商民混亂をも相生じ候に至り、且又防長の儀、甲子冬尾張總督御征伐として、被差向三謀臣首級備實、檢伏罪の道相立、解兵相成、朝廷寛大仁恕の御趣意を以て、五卿護送、大膳父子等の暴命を濶き、早々大樹公上洛有之候様、乙丑三月再應勅命を下し、賜はりしを、御請も無之のみならず、不容易企有之趣を以て、再討として、大軍を率ひ、御進發、上洛參朝の節、尙寛裕の聖慮を以て、被及御沙汰候、御書面返上、同冬大小監察下藝一應、御糺明有之候處、御不審筋無之候に、軍勢御引揚も無之、大膳父子蟄居、與九家督十萬石削地の御裁許、被仰渡、爲名代差出置候家老、宍戸備後助等御拘留に相成、右御沙汰に付ては、長防士民歎願中、父子違命にも及ばざる内、期日を刻し、問罪の師を被差向、梗命の者御誅鋤の布告に候

處、丙寅六月七日より、大島郡へ亂入無辜の婦人小兒迄、擊殺の暴舉よりして、始て戰と相成、天下の大亂を引出し、幾許の蒼生を殺し、暴戾慘劇の所爲、絕言語候次第なり、固より無名の妄舉、條理欺例の始末、長防士民中に於て、堂々たる天幕の旗旆を奉迎、望道理も無之、於是天下益々異議を生じ、憂國の諸藩、尾州越前因州備州藝州阿州宇和島薩州名分、大義を論じ、屢建言致し候へ共、反て嫌疑に觸れ、同八月言上の趣有之爲、名代一橋中納言追討として、下藝御暇迄も相濟候處、九州出兵の諸藩解兵の一左右を以て、忽ち名代發向追討の御斷被仰立、大樹公喪に依り、兵事見合候様、御沙汰相成、尙諸藩を被召見込、御推問、衆議歸着する處を以て、御處置可被成旨、遂言上、昨冬より追々諸藩上京、及當春再應の詔命に奉應於四藩も拜趨致候、形行に候處、前件幕府從來の失体より、災害百出事蹟顯然、就中長防再征討の始末、是非曲直瞭として、相分り候へば、大樹公御繼業、御維新の時に被爲當善、惡邪正の分、御猛省、斷然反正悔悟、天下の公議に被爲則、朝廷尊奉、百性撫恤、列藩と親み、納諫求治、國事奮勵、被爲在候へば、極溺扶顛の御功業、相遂げ、皇國の治可足見と、四藩談合決議、再三登營の上、言上、長防の儀、御行掛りの事に候へば、第一大膳父子官位復

舊、平常の御沙汰に被及候は、御反正の實蹟相顯れ、國內和同一致の基本も相立候筋合に候間、次に兵庫開港事件に被及、順序可相適旨を以て、及評議置候處、終に五月廿三日大樹公參内兩事件言上、朝廷紛議衆評御一定に至り兼ね候へども、強て被遂奏聞無御餘義御沙汰相發し、全く兩三の御方にて、御決相成候姿に候處、四藩も同様言上云々、御文言等事實顛倒致し、再三御伺にも相及び候、然るに長防寛大の處置、早々取計候様御沙汰の處、不可行安議を以て、時日を遷延候内、越州も上京四藩同様の趣意を以て、屢及建言候へども、是亦度外に差置、今日の次第に相及び、實に不堪慨歎痛切の至りに候抑も、征夷將軍の職任たるや、誠心を披き公道を布き、撥亂濟世の職を被盡候てこそ、當然の事に候處、反て列藩の公議を退け、蔽非途邪の御趣意を増長相成候儀、徳川氏衰運の然らしむる所以乎、將た天不祚宗社の謂乎、今日大樹公列藩公議の御取捨は、御心術の正否に依る、御心術の正否は、皇國浮沈に關する所、皇國浮沈に關係するもの何をか是より大なりとせん、此時に當て、苟も安を偷み傍觀默止する時は、益す禍心相募り、朝廷を掌握し、暴政意の如くにし、外患内憂一層の大事に及び、殷鑒遠からず戊午以來皇國今日の大難あら

んことを恐れ、憂國の諸藩東西に奔走し、王事に鞠躬して國家疲弊し終に斃れんと欲して止まず、今般の一舉となる、人事既に至れり盡せり、前件重大の罪蹟明かに御心術正否著く皇國浮沈の機燦然たる上は、寸毫も餘論を容るゝの地無之候に付、大義の所在を明にし、王室恢復の赤心を貫徹し、干戈を以て其罪を討し、奸兇を掃蕩して、國家長久の基、開き、上奉安宸襟下萬民塗炭の苦を救濟し、萬死を以て藩屏の任を盡し、累代の洪恩を奉報度、今此兩三藩不可制の忠義暗合、奉朝命揚大義、敢て呑噬奪攘の意端に不出の至情を陳述する者なり、

此主意書や實に時局の大論文にして、更らに左の書面を呈して討幕の宣旨を請へり、

皇國內外の御危急不可謂の状態、別紙趣意書を以て申上候通りにて、寶祚の存亡に相拘り候御大事の時節、苟安を偷み傍觀默止難仕爲國家干戈を以て其罪を討ち、奸兇を掃蕩し、王室恢復の大業相遂げ度、不可制の忠義暗合、會盟斷策、義舉に相反候に付、伏て冀くは相當の宣旨降下相成候様、御執奏御盡力被成下度奉願候、是等の書面は京師近在なる岩倉村に蟄居せる、岩倉卿より中山、中御門、兩卿に内意

を含めて密聞に達したれば十三日朝廷密旨を岩倉卿に傳へらる即ち卿の京師に還るを許し密旨を毛利公に傳ふべき事はれなり卿は直に入京の上廣澤兵助大久保一藏を其邸に召し敬親公父子の官位を復せしむべき朝命を傳へられたり

毛利宰相
同少將

戊午以來邦國多事天步艱難の砌東西周旋其勢不勢候處幕府暴戾の餘讒構百出遂に乙丑丙寅の始末に及候へども從來爲皇國竭忠誠父子の至情徹底於先帝願命之際も深被留御慮候依之今般御遺志御繼述本官本位に被復候間速に可有入朝愈以干城の勤不可怠旨御沙汰候事

慶應三年十月十三日

忠實能
經之愛

嗚呼皇天は明なり遂に忠誠を殺さず洞春公以來列世の諸公尊王の志厚く列侯に拔んで忠烈正義を盡したる毛利公を擁蔽したる妖雲は茲に攘はれ去て青天白

日となりぬ尋て十四日正親町前の大納言は廣澤大久保二人を召し將軍徳川慶喜松平肥後守松平越中守を誅するの宣旨を授く同時に錦旗を授けて朝軍たるべきを證し給ふ其宣旨左の如し

參議 大江敬親

左近衛權少將 大江廣封

左近衛權中將 源久光

左近衛權少將 源茂久

詔源慶喜籍累世之威恃國之強忘賊害忠良數棄絕王命遂矯先帝之詔而不懼擠萬民於溝壑而不顧罪惡所至神州將傾覆焉朕今爲民之父母是賊而不討何以謝先帝之靈下報萬民之深讐哉是朕之憂憤所在諒聞而不顧者萬不可止也汝宜體朕之心殄戮賊臣慶喜以速奏回天之偉勳而措生靈于山嶽之安此朕之願無敢或懈

慶應三年十月十四日

正二位 藤原忠能
正二位 藤原實愛
權中納言 藤原經之

同時に左の内勅あり

會津中將

桑名中將

右二人久滞在禁下、助幕府之暴、其罪不輕、依之速可加誅戮、旨被仰下候事、

忠能
實愛
經之

長門宰相殿

同 少將殿

薩摩中將殿

同 少將殿

右勅書の降るや、薩の小松帶刀、西郷吉之助、大久保一藏、長の廣澤兵輔、福田侯平、品川彌次郎の六人は、感激流涕、措く處を知らず、直ちに請書を奉呈す、斯くて兵助彌次郎等は、帶刀吉之助一藏等を伴ふて、山口に歸り、密勅を敬親公父子に捧ぐ、公父子は素

より政府員一同の喜悦譬ふるものなし、公は天を拜して、我至誠貫徹せるかと、感激措く能はざりし、

六十三、幕府の處分問題

慶喜將軍政權返上の奏請 討幕進軍の事 慶喜公退職納地の請書
を肯んせす 慶喜公處分問題紛々 伏見鳥羽の戦争

幕府征討の密勅、長薩兩公に降るや、幕府之を探聞し、又薩長聯合の大目的が、王政復古に在るを探知し、密勅の降りたる日、即ち十月十四日、將軍慶喜は、上表して政權を返上せんことを奏請す、其表に曰く、

臣慶喜謹で皇國時運の沿革を考へ候に、昔王綱紐を解き、相家權を執り、保平の亂、政權武門に移りしより、祖宗に至り、更らに朝眷を蒙り、二百有餘年子孫相受、臣其職を奉ずと雖も、政刑當を失ふ事不少、今日の形勢に至り候も、畢竟薄徳の所致、不堪慙懼候、況や當今外國の交際日に盛なるに依り、朝權一途に出で不申候ては、綱紀不立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉歸、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に皇國を保護仕候へば、必ず萬國と可並立候、慶喜國家に所盡不

過之と奉存候、乍去猶見込の議も有之候へば、可申聞旨諸侯へ相達し置候、依之此段謹で奏聞仕候以上。

朝廷直ちに之を採納し、十五日左の勅を賜ふ。

祖宗以來御委任厚、御依頼被爲在候へ共、方今宇内之形勢を考察し、建白之旨趣尤に被思召候間、被聞食候、尙天下と共に同心盡力致し、皇國を維持し可奉安宸襟御沙汰候事。

將軍は既に、政權返上の奏請を爲し、朝廷之を聞し召されたり、是れぞ幕府が薩長をして討幕の名を失はしめんとし、機先を制したるものにて、王政復古の後は、慶喜廟堂の首位に立ち、以て猶其の政權を掌握せんとの意ありしや知るべし、左れば薩長は、幕府が政權返上を爲したるの故を以て、討幕の舉を止むる能はざりしなり、大久保市藏、大山格之助は、品川彌次郎、伊藤俊輔等と共に、山口に来る、敬親公父子市藏格之助を見て、今後出兵の方略を議す、即ち薩兵先づ京師に入り、長藝の兵は大阪に至り、機を見て打ち出すべく、其時機は薩に一任する事と爲れり、十一月十七日、薩の藩主松平修理大夫軍艦に乗て三田尻に来る、毛利世子公到り會見す、密議する處あり

しが、當時毛利平太郎、毛利内匠國貞、直人、根取素彦、山田市之亟片野十郎等が、西郷吉之助等と合議決定したる事左の如し。

一、三藩共浪花根據の事

一、根據守衛薩藩二小隊へ長藝の内相加候事

一、薩侯御一手は京師を專任とす

一、長藝の内一藩京師を應援す

一、薩侯御着阪二十一日にて廿三日御入京、廿五日三田尻出浮候、兵出帆廿八日西ノ宮着薩藩より京師の模様報知の上進入の筈

斯くて修理大夫は、發船東上あり、豫期の如く十一月二十七日の夜、藝艦一隻先づ發し、諸艦之に繼ぐ廿八日の夜、長州の前軍は、毛利内匠總督の下に淡路島に着す、其れより、攝津西の宮に陣す、又整武隊、銳武隊の一部を以て成る、後軍は、堅田大和總督の下に十二月二日尾道に到着す、後ち吉川監物、毛利淡路の兵五百到り之と合す、斯く前軍は西宮に後軍は尾道に在り、薩軍の一報今や遅しと待つ内に、報あり曰く、明日を以て王政復古の大號令は出づべし、故に即時進軍すべしと、一同躍如として喜び、

直ちに兵を進めて京師に入る。是れ岩倉卿が廟堂に列し、薩越尾越土の五藩に内達するに明日の昧爽を期し、参朝を命じ、同時に兵を禁内に繰入れ、諸門を警衛すべき事を以てせしより、即ち進軍の命を傳ふるに至りしなり。左れば奇兵隊遊撃隊を先鋒とし、芥川驛に着するや、報あり曰く、毛利宰相父子末家入洛を免され、官位元の如く復せらるると、總督毛利内匠は、之を前軍一帯に傳ふれば、兵士欣躍措く處を知らず、一層士氣の旺盛を來せり。前軍は又進行の事を尾道の後軍に傳へたれば、後軍の意氣又大に揚り、旗鼓堂々と進軍せり。斯くて毛利内匠は京師相國寺に陣しければ、即時参内すべしとの内命あり、乃ち揖取素彦長松文輔林半七世良修藏品川彌二郎等を従へ参内す。中山正親町兩大納言等鶴の間に在りて内匠を召見し、左の勅諭を傳へらる。

多年勤王今度應召速に登京御満足被思召、不容易非常御處置に付ては九門内外見廻り且緩急に任せ精勤可有之御沙汰の事

斯くと聞きたる徳川の旗下、及び會津桑名の二藩士は、大に警動し、徳川譜代の士二條城内に馳せ集るもの壹万人、爲めに京師は人心恟々として騷擾を極む、時に尾張

前大納言越前宰相は、將軍辭職聞届並に退官納地の朝命を慶喜公に傳へんとして、二條城に來りしに、不穩の光景右の如くなるより、大に驚き、左右を連れて密かに勅命を慶喜公に傳ふ、

辭將軍職之事被聞食候事

然れども、今之を發表する時は、會桑の士の激昂を招き、如何なる珍事に至るも計られずと、暫らく發表及び請書奉呈の延期を請ひしも、薩長は之に同意せず、薩州侯の如きは、徳川内府が朝意遵奉の誠意あるか否は、之を請くるの速かなると否とに依て徴すべし、若し之を曖昧に付し去らんとならば、一刀兩斷の下に裁決するの外なしと論ず、然るに二條城は斯の如く激昂の士、憤慨して集まれるを以て、暫く其の氣勢を緩和する爲めに、慶喜公は大阪に去るを可とすと、松平春嶽公の進言に依て、慶喜公は會桑二侯及び老中板倉伊賀守を従へ、弱かに裏門より徹行して、大阪に下れり。薩長は之を聞て徳川が譜代の諸藩を糾合して對抗せんとするものならんと思惟し、何時事の起るも計られずと、出兵用意怠りなかりしが、尾越二藩は徳川氏今の間に立ちて調停の勞を取り、時局を圓滿に結ばんと努めり、左れば岩倉卿は二ヶ條

の方策を記して薩長二藩の意見を諮問せり、

第一 四藩(薩長土藝)の議論離合に拘はらず何く迄も干戈を以て朝廷を奉護し成敗を天に任せ戦を一圖に決する事

第二 暫く尾越の周旋を見て徳川氏大阪に於て鎮定の上兩事件(納地御受け眞に反正の實行舉り候はゞ寛大處置を以て既往を咎めず議定職にても御採用從て公卿上に於て攝政尹宮等を除く外は大に御採用其餘列藩といへども廣く御用ひ氷炭相合して皇國を護持する事

薩長二藩に在ては廣く列藩の人材を登用する事は不同意なきも徳川氏の處分に就ては、討幕の密勅をも受けたる事なれば豫定の方針を以て邁往せんことを希望すれども退職納地の實を舉ぐれば其上の事は如何ともなるべしと第二策に同意せり、依て朝廷にては其旨を命じたるに、土藩の後藤象次郎は老公山内容堂侯の旨を受けて、岩倉卿に謁して、慶喜公奉命と同時に參内相當の參政役に仰付けらるゝを得ば、譜代諸士の激昂を免かれ人心を鎮壓するを得んとの義を進言す、岩倉卿斷然之を峻拒す、遂に慶喜は戸川伊豆守をして、今職を退て皇國の亂脈を來すは、多年

陛下の信認に報ふ奉るの道にあらざるを以て、公論の決するまで退職納地の猶豫を願ふといふの旨意なる歎願書を齎らして上京せしむ、又尾越二侯は頻りに調停の勞を取るより、岩倉卿は之を朝議に付する事と爲りしに、議論紛々容易に決すべくも見へず、斯くて徳川慶喜公は、薩藩を恨むる事甚しく、遂に慶應四年正月二日を以て薩州征討の表を上らんとして草案し、同時に出師の令を出して伏見鳥羽兩道より京都に兵を進ませしむ、爰に於て岩倉卿は薩長の軍師と議を凝らし、斷然防禦の策に出で、万一戦ひ利あらざる時は、有栖川宮殿下を奉じて叡山の嶮に據り、薩長兵の一部は陛下の車駕を奉じて山陰より藝備の間に出で形勝の地を撰んで、行在所と爲し、討賊の詔を四方に下す等の方略を決す、其れより伏見鳥羽の戦役と爲り、薩長軍は連戦連捷し、終に慶喜は政權返上領地還納の實を舉げ、諸侯亦藩を廢して領地を還納するに至る、

六十四、王政復古

王政復古の大勅煥發 大政官三職官制 大政官始めての御前會議
慶喜公處分論激烈 五卿歸洛

八百万石の領地を有し、政武の兩權を一門に收め、權力の上に於ても、威勢の上に於ても、將た財力の上に於ても、赫々として天下に睥臨し、皇室を凌駕し、諸侯を威服し、遂には勤王至誠の毛利公父子を憎み、名を罪に藉て、之を征討せんとし、公父子が恭順の誠を表し、三家老の首級を函送して罪を謝したるにも拘らず、再び之を征討せんとして、無名の師を起し、一敗地に塗れて和を求めたる、幕府の爲態や天下の笑ひと爲りたるのみならず、其の無名の師を起したるは、痛く天下の同情を失ひ、同時に長州に對する諸藩の同情は高まり來りしも、幕府は譜代諸侯の勢ひを恃んで、毛利家を處分せんと議したりじに、天は懿直にして、長く曲者を護らず、形勢一變、今は毛利氏の至誠顯焉として、著はれ、今まで毛利家の處分を云爲したる、幕府、今は自から處分せらるゝ身と爲りし、是非なけれ、

未だ毛利公免赦の勅命なき以前、始め岩倉卿が、蟄居を免るされ、參朝の勅命を拜するや、豫て復古の大經綸を有せし事とて、王政復古の勅制、及び勅命の草案を納め置きし、一函を携へて參朝したりければ、中山正親町二卿も座に在り、將軍既に政權返上を奏請したれば、今日を以て王政復古の大勅を發せられんことを伏奏す、此日參

列せるは、有栖川煇仁親王、常陸大守晃親王、一品純仁親王、岩倉、中山、正親町、中御門、大原の諸卿、徳川大納言慶勝、松平宰相慶永、山内前少將豊信、島津修理大夫茂久、淺野紀伊守茂勳の諸侯、及び尾藩の荒川甚作、丹羽淳太郎、田中國之輔、越前藩の中根雪江、酒井十之丞、毛受鹿之助、薩藩の西郷吉之助、大久保一藏、岩下佐治、右衛門、藝藩の辻將曹、櫻井與四郎、久保田平司、土藩の後藤象次郎、神山佐多衛等なり、斯くて左の大勅令は發表せられたり、

徳川内府従前御委任大政返上將軍職辭退之兩條今般斷然被開召候、抑癸丑以來未曾有之國難、先帝頻年被惱宸襟候御次第衆庶之知所に候、依之被決竅慮王政復古國威挽回之御基被爲立候間、自今攝政關白幕府等廢絶、即今先假に總裁議定參與之三職を置き、萬機可被爲行諸事、神武創業の始めに原つき、縉紳武辨堂上地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と休戚を同く可被遊竅慮に付、各勉勵奮來惰弱の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て可致奉公候事、

- 一、内覽勅問御人數國事御用掛、議奏武家傳奏守護職所司代總て被廢候事
- 一、三職人休

總裁	有栖川宮	中山前大納言
議定	仁和寺宮	尾張前大納言
	正親町大納言	土佐前少將
	越前宰相	安藝少將
	薩摩少將	
參與	大原宰相	萬里小路右大辨
	岩倉前中將	橋本少將
	越前藩士三人	尾藩士三人
	薩藩士三人	土藩士三人

- 一、大政官始追々可被爲興候間其旨可心得居候事
- 一、朝廷禮式追々御改正被爲有候へ共攝録門流之儀被止候事
- 一、舊弊御一洗に付言語之道被洞開候見込有之向者不拘貴賤無忌憚可致獻言
且人材登用第一之御急務に候故心當之人有之候は、早々可有言上候事
- 一、近年物價格外騰貴如何ともすべからざる勢富者益富を累ね貧者益窘急に

至り候趣畢竟政令不正より所致民は王者之大寶百事御一新の折柄旁被惱宸
哀候智謀遠識救弊之策有之候者無誰彼可申出候事

- 一、和宮御方先年關東へ降嫁被爲在候得共其後將軍薨去且先帝攘夷成功之叙
願より被爲許候處始終奸吏之詐謀に出御無詮之上者旁一日も早く御還京被
爲促度近日御迎公卿被差立候間其旨可心得候事

右内閣の要路中に毛利公もなければ長藩士もなきは、其組織が毛利公免赦參朝以
前にありしを以てなり、
又妃嬪に諭告する文に曰く

徳川内府に二百六十餘年ゆだね置かれし大權かゝり奉れるのまゝ聞し食さ
れぬ、今より朝廷にて天下の政をとり行はせらるゝに就ては、内の女房三仲間
の者に至るまで、内行を正しく嫉妬をつゝしみ、女の分に應じ、忠心をつくしつ
かゝる奉るべし、殊に年ごろの有様おごり高ふること常となりては、中には得も
いはれざる振舞も聞ゆ、あはれ古をかながへ、今をかゑりみ、人々かたみに助け
正して、婦道の鑑とならんことを思ふべし、もし假りにも御政のうへを誹り奉

りあるひは佞人の頼をいれ、故なきことをも曲げて密かに奏しまつることの如きしわざあらんには、おごそかに罪なはるべきなり返す／＼も深く意を用ゆべく候

此勅令發布と同時に、攝政二條卿中川親王九條前左大臣大炊御門右大臣以下佐幕派の公卿參朝を停めらる、是れ實に、慶應三年十二月九日なりき。此夜總裁三職を召され、大改革後第一の大會議は開かれたり、親王公卿は玉座の二間に西向して座し、諸侯は東向して座し、藩士は第三の間に座す、中山大納言忠能卿勅旨を宣して曰く、徳川慶喜大政を奉還し將軍職を辭す、今や其請を允し、王政復古の事を舉ぐ、將に其基礎を鞏固にし、萬古不拔の國是を確定せんと欲す、諸臣宜しく聖意を奉体し、以て公論正議を盡すべしと、山内容堂公發議して曰く、速かに徳川内府を召して、朝議に參與せしむべしと、大原重徳卿之に反對して曰く、内府政權を奉還すと雖も、其意果して忠誠に出てしや否を知らず、姑らく朝議に參與せしめざるを善しとすと、容堂公抗辨して曰く、大政維新の初に在ては、宜しく公平無私を以て百事をすべし、否らざれば天下の民心を服すること能はず、然るに今日の舉を見るに、頗る陰險に涉り、

諸藩凶器を擁して宮闕を警衛す、其意の在る處を知らず、徳川氏の功や元和以來二百有餘年間太平を布きたるに、朝廷其功を思はずして、僅かの過ちを以て之を疎外するは甚だ當を得ず、内府が祖先繼承の霸業を棄て、大權を朝廷に奉還し政令をして一途に出でしめ、以て國家長久の治安を圖るは、其忠誠詢に嘉すべし、且つ今の内府慶喜公は英明の名天下に聞ゆ、然るに今日の大改革に之を召して意見を詢せざるは、公議を採るの本旨に背けり、二三公卿等何の定見あつて、此の如き暴舉に出でらるゝや、想ふに幼冲の天子を擁して、權柄を窃取せんとするの意にあらざる乎と、意氣大に昂りて過激の語氣あり、列座甚だ其失禮なるを怒る、岩倉卿大聲叱して曰く、聖上親しく臨御します、御前に於て、何等不謹の言ぞや、今や聖上は不世出の顯才を以て、大政維新の大業を建て給はんとす、今日の事盡く宸斷に出づ、妄りに幼冲の天子を擁して云々とは、亡禮も甚し、卿夫れ慎肅すべしと、容堂公恐悚して罪を謝す、松平春嶽公曰く、政を布くは徳を先きにして刑を後にすべし、徳川氏二百年の功業は今日の罪責を賅ふに足る、宜しく内府を召して議に參せしむべしと、岩倉卿聲を勵まして曰く、家康天下を覇有して、太平を致し、蒼生に徳ある、亦、小からずと、雖も、

子孫其功に矜り、徒らに威權を弄し、上皇室を凌罔し、下公卿諸侯を存制し、大義名分地に墜つること久し、殊に嘉永癸丑以來、勅旨に違背し、綱紀を紊亂し、内は憂國の親王公卿諸侯を幽囚し、勤王の志士を戕害し、外は壇まに歐米諸國と盟約を爲し、貿易を許し、尋で無名の師を興して、防長を再征し、怨を百姓に結び、禍を社稷に歸す、其罪甚だ大なり、慶喜果して、自から其罪を責むるの誠意あらば、當に官位を退き、土地人民を返納すべし、今徒らに政權の虛名を奉還して、土地人民の實力を占有す、其心術の邪正以て見るべし、何んぞ遽かに大議に參與せしむべけんやと、大久保一藏岩倉侯の議を贊して曰く、容堂春嶽二公の言未だ内府の心術邪正を剖折するに足らず、徒らに空言を以て正邪を争はんよりは、寧ろ實行に徴するに如かず、内府果して退官納地の論旨を奉じ、不平の色なきときは、始めて其至誠なるを證すべし、此に至て始めて廟議に參與せしむるも、晚からず、若し之を奉せざる時は、心中譎詐を抱くものなれば、速かに其罪を鳴らして之を討すべしと、後藤象次郎之を駁し、兩派論争頗る激烈にして決せず、聖上には群議の容易に決すべからざるを見そなはせ給ひて、暫時休憩を賜ふ、此間岩下左治右衛門は出でて西郷吉之助を招き、告ぐるに議政の

有様を以てし、佐幕論者を凌ぐの方法なきやを諮る、吉之助曰く、此際に處する豈に他あらん、只夫れ一口の短刀能く之を辨せんのみと、佐治右衛門之を岩倉卿に告ぐ、卿大に決心する處あるもの、如く短刀を懐ろにし、淺野侯を召して其の意中を語る、侯之を後藤象次郎に洩らす、象次郎大に悟る處ありて、容堂春嶽二公を説き、再び議事の開かるゝや、夜十二時に至て、遂に岩倉卿の議に決す、此に至て慶喜に退職納地の事を越前公より諭告する事と爲りたり、斯くて太宰府に在る三條卿以下五卿の官位を復し、入京を許さる、其の勅書に曰く、頃年天下紊亂、人心不和を生し、況や外國之交際日に隆にして、國家之安危々急の秋に候、今度朝政一新、追々舊典復古、且明春御大禮被爲行候、御時節に候間、人心一和を先務と被爲、近來幽閉の輩を被爲解、往々無怨志人和一齊し、沿革大成、整内制外の次第可相立と被思、召候間、奉戴御趣意上下和親し、皇國の情態可存事

三條西季知

三條實美

東久世通禧

壬生基修

四條隆誥

錦小路頼徳

澤 宣嘉

右先年以一族可義絶被仰出處今度被止其儀入洛復位被仰出候事
既雖死去被止義絶之儀可稱元官位被仰出候事

住居雖不分明被止義絶候旨被仰出候事

依て五卿は、太宰府を發し、長州薩州の志士に護衛されて慶應三年十二月二十七日を以て歸洛あり、直ちに參内其れ、太政官の重職に任用されたり、嗚呼四年の星霜至誠菅公の蹟を偲びて、筑紫に蟄居せし五卿の忠誠は、今ぞ天に貫き、妖雲攘ひ去て、其の濡衣は茲に晴れ、廟堂に復し君側に咫尺するに至りぬ、

六十五、維新の鴻業成る

六百年來の政權王室に復す、徳川榮華の夢醒む、諸藩主領土を還納す、三職入局の官制

鎌倉幕府以來、六百年間政權武門に歸し、天子は虛名空權を守りて、其實は全く幽閉の辱かしめを受けたり、國家萬般の制度改廢政務の弛張一に征夷大將軍なるものに出で、至上の權は全く此府に在りて、天子更らに與からず、是を以て、上意下に達せず、下情上に聞へず、皇威天下に振はずして、武門暴威を逞ふす、時に勤王正義の士ありて之を憤るものありと雖も、天下猶武門の威力にあるもの多きを占め、皇威を輝かす能はざりしなり、徳川氏に至り、驕傲最も極め、諸侯を抑壓して自家天下の太平を謳ふ爲めに、參勤交代の制及び妻女滯府の制を設け、又造船を禁じ、武器の新調を許さず、武を練るを咎め、旺んに贅費を浪費して幕府に獻貢せしめ、以て軍費の餘裕なからしめ、男子の鬚髯を禁じて勇猛の氣風を殺ぎ、武門に在るまじき獎勵は士氣を孱弱にして、諸藩の勇を失はしめ、之を以て徳川家永代の安寧策と心得たりしなり、然るに時代の思潮は漸く一變せざるを得ざるの時期と爲り、泰西の風潮日本を襲ふて到るや、遂に之をせき止め得ざりしは、是れ世界自然の趨勢に侵されたるものにして、之を如何ともす可らず、左れども幕府の横暴は、猶止まずして、日本帝國が天子の邦土たるを解せず、一國の主權は全く皇室に在るを思はず、狼りに權利をも

ておそんで、遂に勅許を待たずして外國に對し國辱的通商條約を締結したるは、抑も徳川幕府が天下の非難を招き左なきだに多年武門の專横を憤慨せる士氣の激辣は、尊王思潮の胚胎を來し居る時とて、忽ち憤激の思想は滿天下に蔓延し、幕府轉覆の企てとは爲るに至りしなり、毛利氏の如きは、祖宗以來勤王の聞へ高く、其の事跡も亦至誠の熱血を認むべきもの多し、敬親公の世に及んで愈よ至誠發動の時機と爲り、天下に卒先して尊攘の主義を唱へ藩を挺して之を斷行したるは、少くも王政復古の機を早からしめたるの一大動機たる事は、何人も之を争はざるべし、然るに偉業は必ず圓滑なる經路を有するものにあらず、忽ち毛利家の至誠忠勤と、皇室の御信頼との間に、奸魔は魍魎し、上聖明を掩ひ奉りて、毛利家の忠節を隠するものあるに至り、一旦は朝敵の名を蒙りて處罰を受くるの身と爲りぬ、而かも敬親公は恭順至直、更らに上に對して怨情を起す事なく、益す勤王を勵みて、内武備を修め、外國事に奔走して、雪冤の時機を待ちぬ、果然滿朝の妖風は正氣の爲めに攘ひ去られ、先きに長藩を處分せんとしたるの徳川は、自から處分せらるゝの身と爲るに至れり、斯くて處分は全く決し、天下の正義公論には敵し難くして、徳川將軍は政權返上

を奏請し、官を退き領地を返納すべき、廟論の決議を慎受して、八百萬石の榮華を抛擲するの已むなきに至れり、是ぞ二百有餘年榮華驕傲の夢に飽き、壓制横暴の非を悟りたるの時なりしなり、左れども手を離せば雲と爲り、手を覆せば雨と爲る、天下宇宙を自在にしたる權力と、八百萬石の大富力とを、一時に抛棄せざるべからざるの境遇に至りしは、徳川氏に在りては、實に遺憾極りなき事なるべく、左れば慶喜公は、一旦退官納地の御沙汰を拜して、之を御請けしたれども、陛下の諸士閥老等は無念措く能はず、遂には薩長を恨みて、二藩の罪を鳴らし、之を征討せんと、の奏請を爲すなど、狂態を演ずるに至りしも、朝廷最早御取上げあるべき筈もなし、茲に於て幕下の藩士等は、兵を烏羽伏見若くは北越地方に構へて、京師を消めんなど稱するに至りぬ、左れど薩長の兵は、今回は地位一變、官軍と爲つて錦旗の下に活動し、遂に全勝を得て、天下を平定し、明治と改元して、王政復古の實を擧げ、各藩の藩主皆其の領土を返納して、之を朝廷に歸し、此に國政全く統一を保つに至りしぞ、芽出度く、是れぞ有史以來の一大變革にして、皇業中興の大歴史と云つべし、

國政親裁の第一組織廟堂政府の官制は左の如し

三職

總裁職(宮之に任じ副總裁)

萬機を總べ一切の事務を裁決す

議定官宮公卿諸侯

事務各課を分督し議事を定決す

參與職公卿諸侯徵士

事務を參議し各課を分務す

八局

總裁局

神祇事務局

内國事務局

外國事務局

軍防事務局

會計事務局

刑法事務局
制度事務局

徵士無定員

諸藩士及び都鄙有才の者、公議に執り、拔擢せらる、則ち徵士と命ず、參與職各局の判事に任ず、又其一官を命じて、參與職に任せざるもあり、在職四年にして退く、廣く賢才に讓るを要とす、若し其人當器尙退くべからざる者は、又四年を延て八年とす、衆議に執る、

貢士

大藩四十萬石以上三日、中藩十萬石以上三十日、小藩一萬石以上九日、至る一日、

諸藩士其主の撰に任せ、下の議事所へ差出す者を貢士とす、則ち議事官たり、輿論公議を取を旨とす、貢士定員ありて年限なし、其主の進退する處に任ず、又其人才能に因て、徵士に選舉すべし、

此時有栖川宮總裁に、三條卿及び岩倉卿は副總裁に、他の勤王諸卿皆夫れくの官に就き、各藩主志士など、多く廟堂内閣に列す、此官制が進んで參議制度の内閣と爲りしものなり、

鳴呼毛利敬親公父子の偉業は此の如し我防長志士活動の跡や此の如し長く萬世に傳へて其の遺芳や絶ゆる時あらざるべし

二一〇

防長遺芳 下編終

明治四十三年九月十五日印刷
明治四十三年九月廿五日發行

定價壹圓五拾錢

著者兼
發行者

野原祐三郎

山口縣下關市西南部町

印刷人

長岡源治兵衛

朝鮮京城太平町二丁目

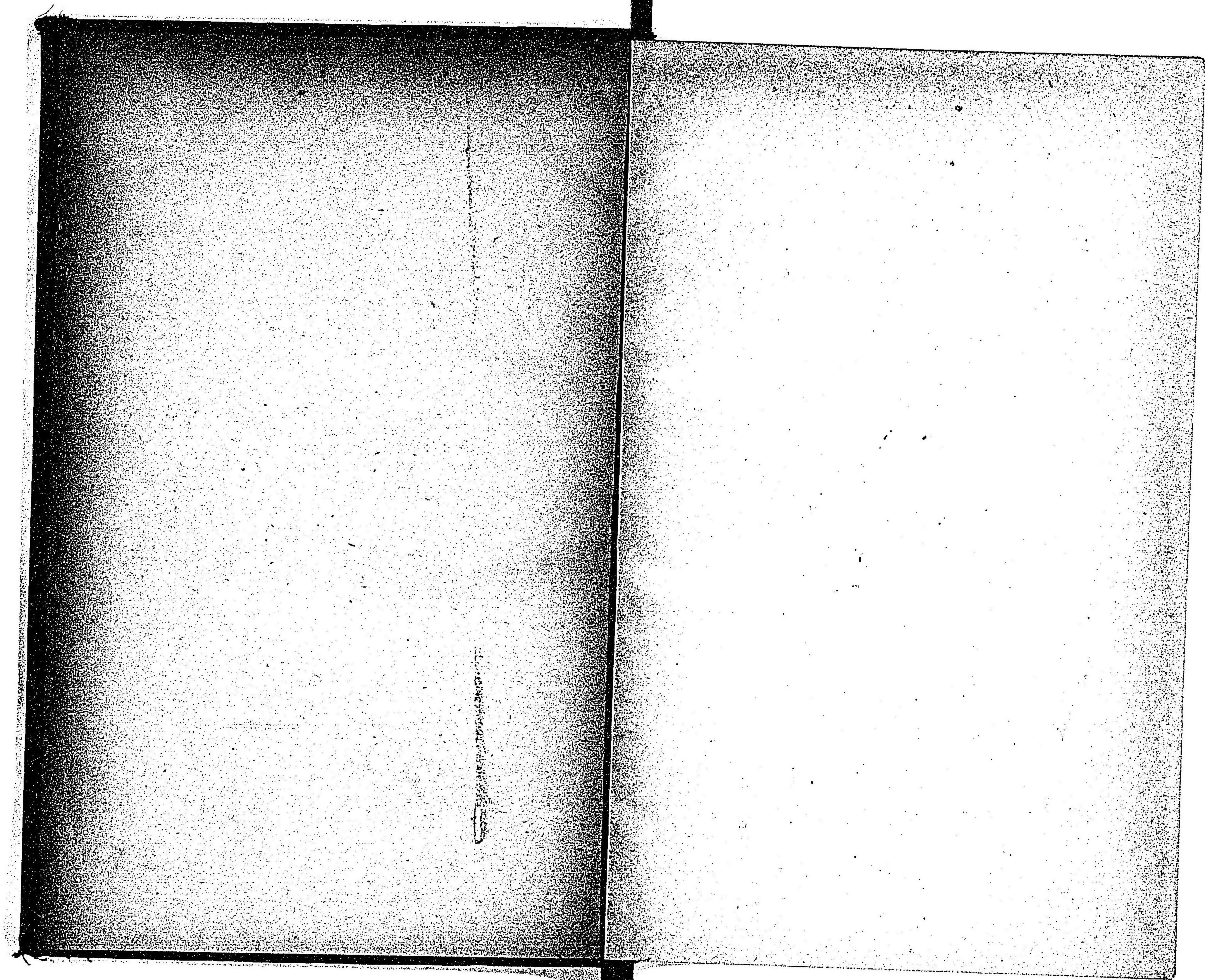
印刷所

京城日報印刷部

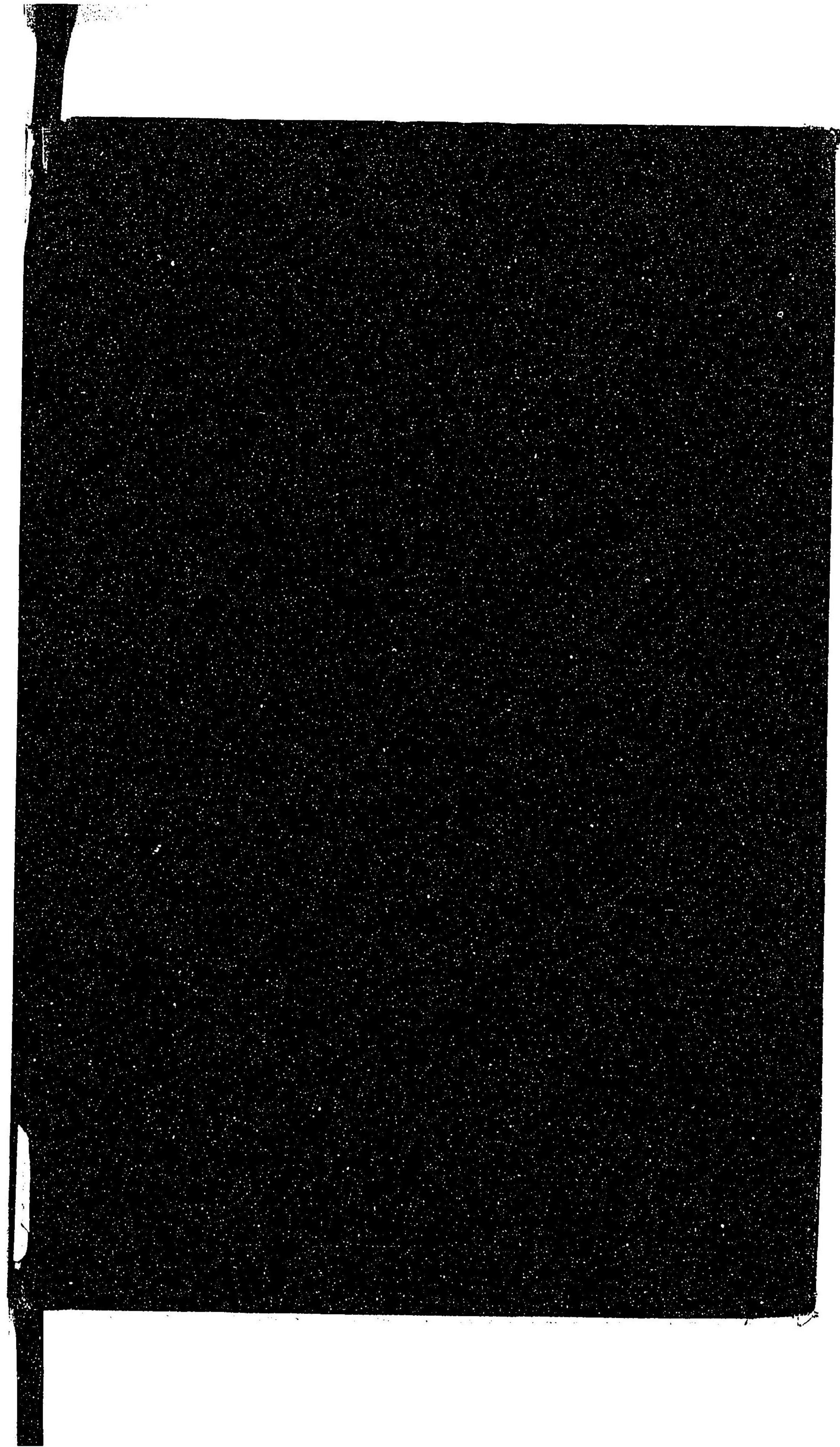
朝鮮京城大漢門前



發行所 山口縣下關市西南部町 活動之青年社



76
343



76
343

